

学校給食共同調理場に係る建築基準法第48条の特例許可事例(福岡県中間市)①

特例許可の経緯

- ・中間市における義務教育での完全給食実現のため、小学校から中学校への給食の配送を計画。(4計画)
- ・建築基準法上、他校へ給食を配送する場合、小学校の給食調理場部分が工場の用途に該当することとなり、住居専用地域等では立地できないため、中間市が福岡県から建築基準法第48条の規定に基づく特例許可を取得。

特例許可の概要

○許可年月日

- ・平成26年3月4日(全て同日付け)

○許可の観点

- ・良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可

○用途地域

- ・A給食調理場(A小学校内):第一種中高層住居専用地域
- ・B給食調理場(B小学校内):第二種低層住居専用地域
- ・C給食調理場(C小学校内):第一種低層住居専用地域
- ・D給食調理場(D小学校内):第一種低層住居専用地域

○交通発生量(小中学校間の配送頻度・所要時間)

- ・1日に1台の車で1回・5分～15分程度

○配送食数(許可時点)

従来の小学校分の給食に加えて、以下の中学校分の給食を調理。

- ・A小学校⇒E中学校:134人分
- ・B小学校⇒F中学校:406人分
- ・C小学校⇒G中学校:244人分
- ・D小学校⇒H中学校:297人分

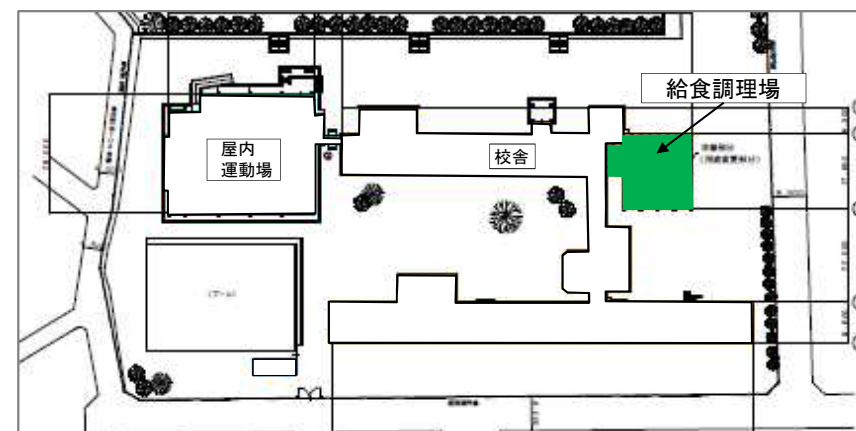
○改修等

- ・各小学校分の給食に加えて各中学校分の給食を調理する場合でも、増築を行わずに各小学校の既存の給食調理場を利用し、適正な給食調理場の面積を確保できる計画とした。
- ・学校給食共同調理場となることにより、給食調理場の用途が工場に変更されるため、建築基準法施行令第112条第13項の規定に基づく防火区画のための改修を行った。

※ 中間市は特定行政庁ではない。



学校配置関係図



D小学校配置図(参考)

学校給食共同調理場に係る建築基準法第48条の特例許可事例(福岡県中間市)②

事前協議から許可までの経過

平成25年11月21日	中間市から福岡県へ事前協議開始
平成26年1月7日	中間市から福岡県へ許可申請提出
1月20日	福岡県の公聴会開催の公告
1月28,29日	福岡県の公聴会開催
2月21日	福岡県の建築審査会開催
3月4日	福岡県から許可証交付

※福岡県への事前協議前から関係機関(警察署、消防署、保健所、中間市都市整備局)及び地元自治会等への事前協議を別途実施

福岡県の公聴会における質疑応答等

- 主な質疑応答内容
 - ・食材等の搬入時間の変更の要否について
⇒食材の搬入時間は変更なし。
 - ・中学校への給食の配送時間について
⇒中学校への配送は昼食前の授業中に行う。

- 公聴会における利害関係者の範囲
 - ・利害関係者として各小学校の敷地から周囲100メートル以内の建築物の所有者を設定。

福岡県の建築審査会における審査経過

下記事項の説明等により本案件の許可に関する建築審査会の同意が得られた。

- 説明事項①
 - 許可の必要性
 - ・小学校から中学校への給食の配送を行うことにより、給食調理場の用途が工場に変更されるため、住居専用地域等での立地が制限される旨を説明。
 - 市街地環境への影響等
 - ・騒音、交通、日影等の観点から以下の項目を説明。
 - ①各小学校周辺の用途地域
 - ②小中学校間の配送ルート、トラックの種類・台数、配送する時間帯・給食数
 - ③各小学校の敷地内での配送作業フローやトラックの経路
 - ④給食調理場と学校の校舎の間の防火区画の改修
 - ⑤日影規制の検討

- 説明事項②
 - 公聴会における対応
 - ・各小学校周辺の利害関係者について報告
 - ・公聴会における質疑応答内容の報告

- 説明資料
 - ・各小学校の建築物の概要、都市計画総括図、配送ルート図、付近見取図、配置図、給食室詳細図、立面図、平面図、日影図、周辺写真、公聴会議事録